

平成31年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(文教関係)

平成30年8月8日

全 国 知 事 会

1 教育施策の推進について

- (1) 第3期教育振興基本計画の推進、新学習指導要領の円滑な実施、少人数教育や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、地方が全力で取り組んでいる地方創生において、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、教育については単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の更なる改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講ずること。

特に、現在の教育現場は、いじめ・不登校、特別な支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加への対応や教職員の働き方改革など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にあることから、国においては、これらの課題に対処できるよう、地方が必要とする教職員定数を長期的な視点から安定的に確保するとともに、加配定数の一層の拡充や必要な財源の確保を図ること。

学校教育法施行規則の改正により規定されたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び部活動指導員と教員の連携体制の充実を図るため、これら専門スタッフの更なる配置に必要な財源を確保すること。

また、教員の子供と向き合う時間や授業の質を高めるための教材研究の時間などを確保するため、統合型校務支援システム導入など学校現場における業務の効率化及び適正化のために必要な取組みを推進するとともに財政支援の拡充を行うこと。

- (2) 高等学校等就学支援金制度については、私立高等学校等の実質無償化を、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施するとともに、所得の判断基準の在り方や支給月数の制限、単位制高校進学者に対する支給制限などの問題に対応すべく、制度の更なる拡充・見直しを図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施すること。特に、低所得者に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

また、上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて、適宜見直しを行うこと。

なお、マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みとせず、都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築すること。

さらに、高校生等の修学機会の確保のため、都道府県による授業料等減免事業への財政支援の拡充を行うとともに、私立小中学校の児童生徒に対する経済的な支援策について、国において実施する実証事業の結果を踏まえ、幅広く検討を行い、恒久的な制度化及び充実を図ること。

- (3) 乳幼児期において身に付けた非認知的能力、語彙、多様な運動経験が、その後の生活や学力、運動能力に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の充実を図ること。幼児教育・保育の無償化については、地方公共団体に新たな実質的負担を生じさせることなく、国の責任において、着実に推進すること。
- (4) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。
- (5) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしており、地方創生にとって重要な役割を担っていることを踏まえ、以下の点に配慮した施策を行うこと。
- ・ 多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、国立大学における運営費交付金や公立大学における地方交付税措置、私立大学に対する助成の拡充などの財政支援の充実を図ること。
 - ・ 大学の有する歴史的経緯を踏まえた基礎研究に関する体制を十分に維持しつつ、地域が必要とする専門的人材の育成などの地域課題解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助やその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講ずること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は卒業後に地元に着した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の実績に応じた地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組を支援する私立大学等改革総合支援事業の対象校数の増加や予算規模の拡大等を検討すること。
 - ・ 平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、支援対象者の要件について内容や例示等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするとともに、対象者数を拡充すること。あわせて、地方公共団体への財政支援を更に充実させること。
 - ・ 大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金や無利子奨学金の給付額の引き上げ、学校推薦枠の配分など運用方法の弾力化など制度の拡充を図ること。また、大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。さらに、真に支援が必要な子供たちに対する高等教育の無償化について、実施体制の構築に際し、国と地方の役割分担や負担の在り方を整理するに当たっては、地方公共団体と十分協議するとともに、国の責任において、地方負担分も含め必要な財源を確保すること。

- ・ 実践的な職業教育を行う専門職大学等については、地域の実情に合わせて柔軟に運用できる設置基準の設定、地域的にバランスの取れた設立や既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意するとともに、既存の学部における専門職学科の新設が可能となることから、大学の機能充実に十分配慮の上、設立や運営に関する財政支援策を含め、制度の運用を図ること。

(6) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化（非構造部材を含む。）と老朽化対策を進めるため、補助要件を満たす事業については、着実に実施できるよう必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。特に、公立学校施設について、長寿命化計画（個別施設計画）に基づく点検・診断や改修に係る地方債制度の拡充など地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、平成30年度までとなっている私立学校施設の耐震改築事業費補助制度を拡充、延長するなど公立学校施設と同水準の支援を行うこと。

また、耐震化等以外の、トイレや空調設備など、環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

さらに、既存のブロック塀をはじめとする建物以外の工作物の安全対策に必要な財政措置を行うこと。

(7) 学校の教育活動におけるICTの積極的な活用がますます求められている中、学校が保有する機微情報に対する不正アクセスの防止等の十分なセキュリティ対策を講じることが不可欠である。学校の情報セキュリティ対策を強化するため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく対策を早急に講じることができるよう、必要な財源措置を確実に講じること。

(8) 学校図書館・公立図書館を通じて、児童生徒や地域住民が多様な書籍や新聞・雑誌、視聴覚資料、デジタルデータベース等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、多世代が集い地域課題の解決に向けて「知」を共有するなど、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、司書の配置や資料の購入に係る国の財政支援を拡充すること。

(9) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会を推進すること。また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について、応分の負担を行うこと。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、更には我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結び付くものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置付け、地域における科学技術の振興に向け、以下の支援策を積極的に推進すること。

- ・世界各国から高度な人材や技術が集積した国際科学技術研究拠点を形成するなど、地域の特性を生かした先端産業を中心とした新たな産業集積圏域を創設すること。
- ・広域的な産学官連携を推進するため、サポート体制の強化や地域の産学官連携に不可欠なコーディネーターを長期安定的に確保するための制度を創設すること。

3 地域における文化芸術の振興について

- (1) 地域における文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、文化財保護法が改正された。

国は、都道府県の「文化財保存活用大綱」、市町村の「文化財保存活用地域計画」の策定について、地方公共団体に策定方針を示すなど情報を提供するとともに、大綱等の策定や施策の実施に要する費用に対し、財源措置を拡充すること。

- (2) 地域における文化芸術及び歴史文化資源の情報発信の拠点となっている文化会館及び博物館等の文化施設について、耐震化やバリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を拡充すること。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントについて

- (1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ 2019™、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西など、我が国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における機運醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。

- (2) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的なスポーツイベントの競技会場の整備等、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (3) 東京 2020 パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技をはじめ障害者スポーツに関する積極的な広報を推進すること。
- (4) 2020年に向け、日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。
- (5) 海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。